

第10章 保存・活用推進体制

第1節 富士吉田市の計画の推進体制

(1) 実施主体

第6章にて整理した方針に基づき、多様な主体が助け合い、協力するための体制を整備し、本計画を推進していきます。本計画に定める措置の実施主体と主な役割は次の通りです。

表10・1 実施主体と主な役割

区分		部署及び団体名等	主な役割
行政	文化財保護主管課	歴史文化課（職員5名 うち学芸員1名）	文化財の調査及び研究・保護及び保存・指定に関する業務。 歴史の道、歴史民俗博物館に関すること。
	庁内関係課	企画課	重要な施策の企画、立案及び総合調整、総合的な地域振興に関する調査、企画及び調整、総合計画の策定及び進行管理に関すること。
		安全対策課	防災計画、自主防災組織の育成指導、消防水利施設の設置及び維持管理、消防団との連絡調整、防犯、交通安全教育及び交通安全施設の点検に関すること。
		市民協働推進課	市民活動の推進、地域コミュニティ活動の育成及び住民参加の促進、自治会及び地縁団体、各種団体との連絡調整に関すること。
		総務課	職員の配置に関すること。
		財政情報課	財政運営の総合調整、予算の編成及び執行の総括、自治体DXの推進に関すること。
		富士山課	観光資源の調査、保護及び開発、富士山を軸とした観光の企画及び調整、観光の宣伝及び紹介、観光客の誘致及び案内、ふじよしだ観光振興サービスとの連携、観光関係団体等との連絡調整、広域観光ネットワークの研究及び整備、国際会議観光都市、富士吉田市観光施設（指定管理者に関する事項を含む。）に関すること。
		商工振興課	商工業の振興、商工会議所及び富士吉田織物協同組合との連絡調整に関すること。
		環境政策課	環境基本計画の策定及び進行管理、自然公園法（昭和32年法律第161号）に関すること。
		都市政策課	国土利用計画の都市地域内の土地利用計画、まちづくりの調査、企画及び総合調整、都市計画マスタープラン、用途地域指定計画及び区域内の土地利用計画、景観形成の調査及び企画、市街区域及び市街化調整区域 都市計画街路の調査及び総合調整、都市計画施設の区域内の建築の許可、道路、橋梁、河川、堤防事業等の調査及び計画、自然公園、都市公園、準都市公園、緑地の調査及び計画、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく各種申請・協議・相談等、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為及びこれに準ずる行為の協議に関すること。
		道路公園課	急傾斜地の崩壊防止及び地滑り対策に関すること。 街路灯、街路樹の管理、自然公園、都市公園、準都市公園及び緑地の維持管理、道路、橋梁、河川、堤防等に関する事業の測量、設計、施工及び監督、自然公園、都市公園及び準都市公園に関する事業の測量、設計、施工及び監督に関すること。
		建築営繕課	市有建築物等の設計、工事及び修繕、市有建築物の維持保全・長寿命化計画に関すること。

第10章 保存・活用推進体制

区分		部署及び団体名等	主な役割
行政	庁内関係課	ふるさと寄附推進課	ふるさと納税に関すること。
		ふるさと魅力推進課	地域資源の発掘と魅力の創造発信、域学連携に関すること。
		学校教育課	教育行政の総合計画、調整及び相談、教育委員会の予算の経理及び統括に関すること。
		生涯学習課	社会教育関係機関及び団体の指導・連絡及び調整、生涯教育のための総合的企画及び調整・講座並びに資料の収集及び刊行、高齢者教育、幼児教育、視聴覚ライブラリー、青少年対策事業、公民館事業、富士五湖文化センター・市民会館、青少年センター、芸能、文化及び芸術活動の振興、文化団体・自治会文化部の指導及び助言に関すること。
		図書館	文化振興、文化資源に関わる資料収集・公開、図書館運営業務に関すること。
	国・県	文化庁	国内の歴史文化にかかわる全ての事項
		観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課	文化財保護行政全般
	外郭団体	ミュージアム甲斐ネットワーク	県内博物館施設の連携ネットワーク
		縄文王国山梨	県内7館で構成される縄文時代をテーマとした博物館連携
		山梨県立富士山世界遺産センター	世界遺産富士山の活用の推進
		山梨県埋蔵文化財センター	埋蔵文化財の調査、活用、保存処理等
	関係施設	ふじさんミュージアム（富士吉田市歴史民俗博物館）	博物館管理運営業務
		御師旧外川家住宅	施設管理運営業務
審議会等		富士吉田市文化財審議会	文化財の保存・活用に関する審議・建議
市民等	地域住民・各自治会	文化資源の保存・活用	
	民間企業	文化資源の保存・活用	
団体等	北口本宮富士浅間神社	世界文化遺産及び重要文化財の所有者	
	ふじよしだ観光振興サービス	市域の観光における文化資源の活用	
	富士吉田織物協同組合	文化資源の保存・活用	
	富士山吉田口旅館組合	文化資源の保存・活用	
	富士山北口御師団	文化資源の保存・活用	
	Thousandth(サウザンス)	ガイドによる地域おこし	
	一般社団法人 カノエサル	市域の観光における文化財の活用	
	御山倶楽部	まちづくり、文化資源の保護	
	すその路郷土研究会	郷土研究	
所有者等	所有者	文化資源を所有する個人・団体	
	管理者	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合	
		文化資源を管理する個人・団体	
専門家			大工、建築士、土木・建築、造形技術者、学芸員、大学教授等有識者、消防、IT技術者、教員などによる専門的なアドバイス・支援

(2) 推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内の連携体制の強化を図るとともに、国や県、外郭団体といった関係機関との連携を進めます。

さらに、個人や民間団体との協力体制を構築し、多様な主体の参加により文化財の保存と活用を進めていきます。

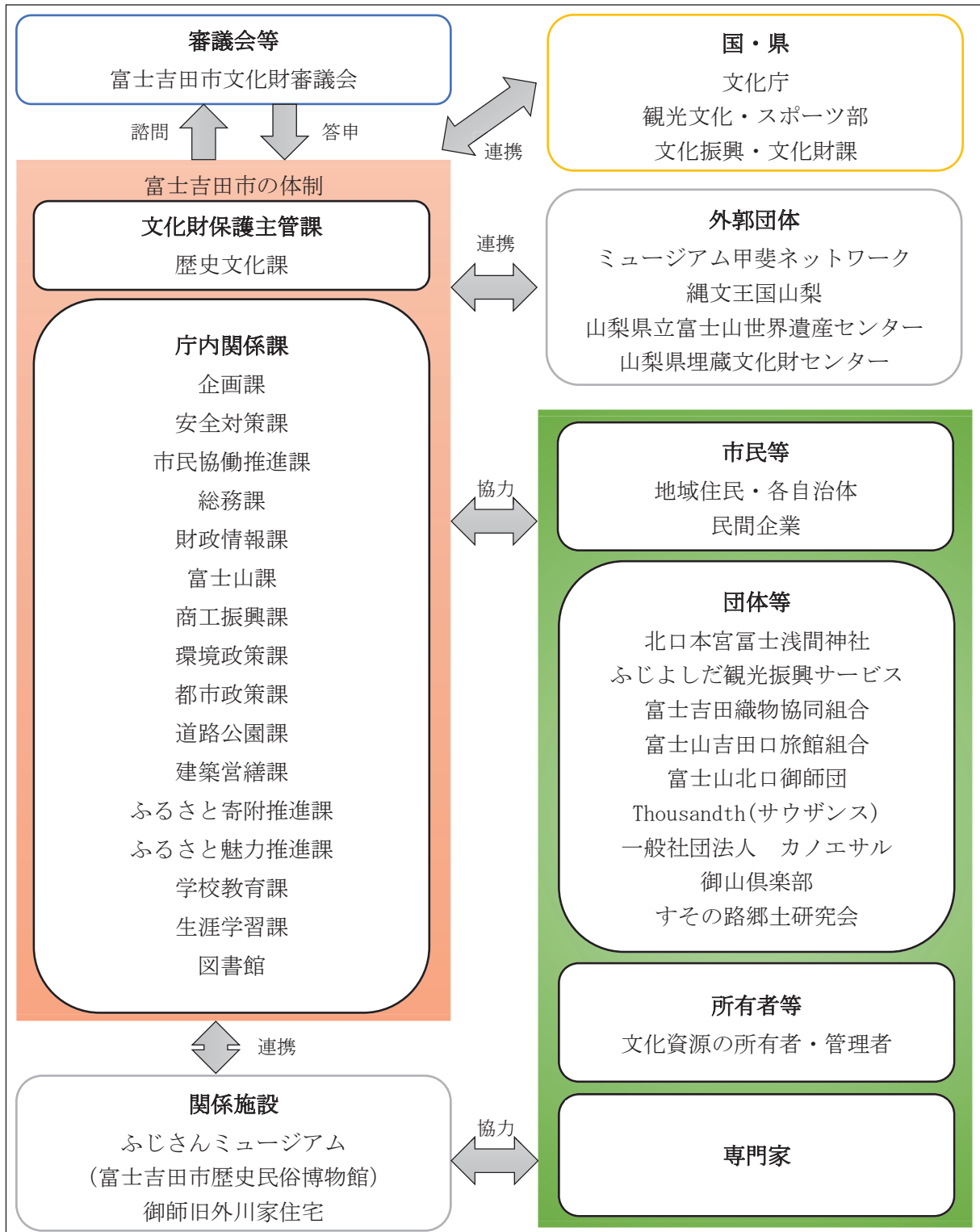


図 10・1 第2期 富士吉田市文化財保存活用地域計画の推進体制

第2節 計画の推進管理

本計画に定める文化財の保存・活用の取組を効果的に進めていくため、定期的な評価を実施します。

本計画に掲げる内容に基づき実施する施策に関しての進捗状況については、毎年事業ごとに整理を行い、現状の課題を抽出した上で分析します。

その結果を富士吉田市文化財審議会に報告し、聴収した意見を踏まえて次年度以降の取組に活かしていきます。